



2025 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 勇 也
(コード番号：7042 東証スタンダード市場、福証)
問い合わせ先 専務取締役 財務企画部長 保 谷 尚 寛
TEL. 03-5413-3001

第 36 期定時株主総会付議議案の撤回及び剰余金配当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 5 月 15 日付け「剰余金の配当及び剰余金の処分に関するお知らせ」の「1. 剰余金の配当に関する事項」でお知らせいたしました、2025 年 6 月 25 日に開催される第 36 期定時株主総会に付議予定の 2025 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（期末配当）に関する議案の付議を撤回することを決議いたしました。また、併せて、本日開催の取締役会において、2025 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（期末配当）を実施することを決議しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 第 36 期定時株主総会付議議案の撤回に関する事項

(1) 付議を撤回する議案

2025 年 5 月 15 日付け「剰余金の配当及び剰余金の処分に関するお知らせ」の「1. 剰余金の配当に関する事項」でお知らせいたしました、第 36 期定時株主総会への 2025 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当（期末配当）に関する議案

(2) 撤回の理由

当社は、当社定款において、会社法第 459 条第 1 項第 4 号及び第 460 条第 1 項に基づき、当社における剰余金の配当については、株主総会決議によらず取締役会決議による旨が定められております。

かかる定款の定めをふまえ、剰余金の配当につきましては、取締役会決議による必要があると判断し、株主総会決議への付議を撤回し、取締役会決議に基づき剰余金配当を行うことといたしました。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 剰余金の配当の理由

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと認識しており、長期的な観点から、将来の事業展開、財務体質の強化などバランスを勘案しながら実施することを基本方針としております。

第 36 期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして、その他資本剰余金を原資として、1 株当たり配当金を 30 円 00 銭とし、第 36 期の期

未配当とさせていただきます。

(2) 剰余金の配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (2024 年 5 月 15 日公表)	前期実績 (2024 年 3 月期)
基準日	2025 年 3 月 31 日	2025 年 3 月 31 日	2024 年 3 月 31 日
1 株当たり配当金	30 円 00 銭	30 円 00 銭	15 円 00 銭
配当金の総額	48, 003, 150 円	—	21, 433, 725 円
効力発生日	2025 年 6 月 26 日	—	2024 年 6 月 27 日
配当原資	その他資本剰余金	—	その他資本剰余金

(注) 当社は 2025 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。
2024 年 3 月期及び 2025 年 3 月期については、当該株式分割前の実際の配当金の額を表示しております。

以上